

ご遺族の方へ

平素は、町行政に関し何かとご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
死亡届の提出後、下記事項に該当がございましたら手続きが必要となりますので、
できるだけ亡くなられた方と同居されていた親族の方が、手続きをお済ませください。
ご不明な点がございましたら、各担当課へお気軽にお問い合わせください。

○ 死亡者が、給水装置の所有者または水道の利用者であった場合

〈手続きに必要なもの〉・印鑑

〈お問い合わせ先〉 上下水道部 業務課 (0745-55-1001)

○ 広陵町発行の介護保険被保険者証を持っておられた方

〈手続きに必要なもの〉・介護保険被保険者証

〈お問い合わせ先〉 さわやかホール1階 介護福祉課 (0745-55-6771)

○ 身体障がい者手帳、療育手帳を持っておられた方

〈手続きに必要なもの〉・身体障害者手帳、療育手帳

・印鑑

〈お問い合わせ先〉 さわやかホール1階 社会福祉課 (0745-55-6771)

○ 精神障がい者保健福祉手帳を持っておられた方

〈手続きに必要なもの〉・精神障害者保健福祉手帳

・印鑑

〈お問い合わせ先〉 さわやかホール1階 社会福祉課 (0745-55-6771)

○ 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当に該当された方

〈手続きに必要なもの〉

・場合により必要な書類が異なりますので、お問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

さわやかホール1階 子ども支援課 (0745-55-6771)

○ 国民健康保険に加入されていた方

〈手続きに必要なもの〉

・国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証

・印鑑（葬祭費が支給されますので喪主の印鑑及び振込先の金融機関の口座）

〈お問い合わせ先〉

役場1階 保険年金課 国民健康保険係 (0745-55-1001)

○ 後期高齢者医療保険に加入されていた方

〈手続きに必要なもの〉

・後期高齢者医療被保険者証

・印鑑（葬祭費が支給されますので喪主の印鑑及び振込先の金融機関の口座）

〈お問い合わせ先〉

役場1階 保険年金課 後期高齢者医療係 (0745-55-1001)

○ 福祉医療費受給資格証を持っておられた方

〈手続きに必要なもの〉

・福祉医療費受給資格証

・振込先の口座を変更される場合は、振込先の金融機関の口座と印鑑 《裏面に続く》

〈お問い合わせ先〉

役場1階 保険年金課 福祉医療係 (0745-55-1001)

○ **国民年金を受けておられた方**

〈手続きに必要なもの〉

- ・年金証書
- ・印鑑
- ・死亡者の住民票除票と請求者の住民票謄本（省略のないもの）
- ・死亡者と請求者の関係がわかる戸籍謄本等
- ・請求者の金融機関の口座

※請求者（死亡された方の国民年金未支給請求）により、必要なものが異なる場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

役場 1 階 保険年金課 年金係 (0745-55-1001)

○ **厚生年金を受けておられた方**

〈お問い合わせ先〉

※大和高田年金事務所 (0745-22-3531) へお問い合わせください。

○ **共済年金を受けておられた方**

〈お問い合わせ先〉

※各共済組合へお問い合わせください。

○ **年金をかけておられた方**

〈お問合せ先〉

※大和高田年金事務所へお問い合わせください。(0745-22-3531)

○ **死亡者が農地を所有されていた場合**

〈お問い合わせ先〉

役場 1 階 地域振興課内 農業委員会事務局 (0745-55-1001)

○ **農業者年金を受けておられた方**

〈お問い合わせ先〉

※JAならけん各支店へお問い合わせください。

○ **固定資産税が課税されていた方**

〈手続きに必要なもの〉

- ・法定相続人等の印鑑

〈お問い合わせ先〉

役場 1 階 税務課 資産税係 (0745-55-1001)

○ **死亡者が町営石塚霊園の利用者であった場合**

〈お問い合わせ先〉

役場 1 階 生活環境課 (0745-55-1001)

○ **通知カード・個人番号カードをお持ちの方**

〈手続きに必要なもの〉

- ・通知カード・個人番号カード
- ・来庁者の印鑑

〈お問い合わせ先〉

役場 1 階 住民課 (0745-55-1001)

通知カード・個人番号カードにつきましてはすべての手続きが終わられましたら、返納をお願いします。詳しくはお問い合わせください。